平成２５年（フ）第８５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4234番地17　シャルムリヴェールＡ101
破産者　髙野　義夫
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７３８号
千葉県浦安市猫実４丁目４番14号
破産者　熊川　静江
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６２号
東京都三鷹市下連雀３丁目41番11号
破産者　株式会社リサエージェンシー
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８４６号
横浜市泉区中田東１丁目６番１号
破産者　株式会社ロルフ
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６号
神奈川県足柄上郡大井町金子1680番地２
破産者　株式会社ニイヤ商事
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１２号
横浜市旭区今宿西町261番地２
破産者　永盛工業株式会社
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２５号
山梨県上野原市鶴島1043番地の２
破産者　有限会社千村建材興業
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４１２号
岐阜県各務原市那加元町33番地
破産者　辻　　龍治
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１３号
岐阜県各務原市那加元町33番地
破産者　辻　由志子
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２１号
岐阜県本巣郡北方町芝原中町６丁目23番地の７
破産者　臼井　秀治
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
静岡県沼津市鳥谷83番地１
破産者　株式会社中村梱包
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
静岡県浜松市中区高丘西２丁目23番12号
破産者　株式会社テクノマシン静岡
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
静岡県浜松市東区丸塚町503番地の２
破産者　株式会社ピアンサ
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
京都市左京区一乗寺築田町85番地２
破産者　株式会社エテルノ
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７６号
京都市上京区堀川通寺之内上る２丁目下天神町653番地　エクセル堀川601
破産者　株式会社キコ・インターナショナル
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
奈良県桜井市外山337－１フルーエントⅡ106
破産者　株式会社三浦工務店
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８７号
高知市杉井流３番５号　グランドゥールＹＡＮＯ303号
破産者　中村美加子
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４０号
長崎市葉山１丁目32番８号
破産者　有限会社葉山建設
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７５号
茨城県日立市森山町４丁目９番18号
破産者　和田　智子
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９５号
福島県福島市松川町下川崎字下ノ屋敷58番地の１　西松建設松川寮、前住所福島県郡山市字賀庄146番地　レオネクストあさか野106号
破産者　北野　大樹
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２３６号
和歌山県和歌山市本脇354－５、開始決定時の住所奈良県香芝市旭ケ丘４丁目15番地11
破産者　溝渕貴美子
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９０１号
札幌市清田区清田10条４丁目15番２号
破産者　武田　真紀（旧姓服部）
１　決定年月日　平成25年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部